

●第2回稚内市自治基本条例審議会 議事録

(と き) 平成18年1月18日(水) 18:30~20:40

(ところ) 市役所本庁舎3階市長会議室

(出席者) 横山委員、中田委員、張江委員、齊藤委員、金村委員、飯田委員、
花田委員、今田委員、田辺委員

工藤助役

[事務局] 政策経営室 表室長、中川主幹、布施副主幹、渡邊副主幹、
佐々木主事

1. 開 会

(会 長) 今日は、自治基本条例をつくるにあたって、皆さんが稚内市における行財政状況はどうなっているのか、特徴的な政策はどういうものがあるのか、あるいは個別の条例としてどういうものをもっているのか、ある程度基礎的な知識を入れておいて、これからの審議に臨んでいくことが必要ではということで、事務局のほうから稚内市の行財政状況等についてお話を伺いまして、質疑応答していただきたいと思います。今日は聞き役になる方が中心になると思いますが、よろしくをお願いします。

2. 稚内市の行財政状況について

(1) 稚内市行財政状況の概要について ~ 助役 工藤 廣

◆市の助役をしております工藤と言います。よろしくをお願いします。今の市の財政あるいは、行政の仕組み等についてご説明してもこのまちがどういう経緯でこうなっているのか、そういう経緯を知った上で数字を見ていただかないと、「なぜこんな経費が余計にかかるの?」というようなところもなかなか明らかになっていかないと思ひまして、私が今日の説明資料ということで自分なりに整理したものがございまして、情報を共有するという意味でみなさんにも一緒に見ていただいたほうがいいのではというお話が先ほどございまして、資料として整理したつもりはないものですから、とりとめのないことを書いていますが、それに沿いながらお話をしていきたいと思っております。

◆過去、現在、未来の稚内について考えるとき、やはりいくつか当然地勢的なものもありましようし、気象的なものもありましようし、あるいは、その他の産業とか経済とかいうものが、このまちのことをある程度知っていただくことによってその先の姿が見えてくるのかなという思いでこのまちにとって特徴的なものをピックアップしてみました。

◆まず誰でも知っている話なのですが、日本で一番北にあるということですが、それは取りも直さず大きなまちから離れているということです。すぐ近くにある旭川ですら250キロ離れています。札幌にいたっては320キロ離れています。東京に向かって言えば1,500キロ離れているまちなんですということがひとつポイントだろうと思います。

◆それから、第2次世界大戦後の話ですが、サハリン島（ロシア）と国境を接しているまちなんです。世の中の状況はどんどん今変わっていますからどちらかという西日本の方に国防上のウェイトは向かっていっているんですが、陸海空の自衛隊基地が存在しています。かつては米軍の基地があったのですが、そういうまちなんです。

◆もうひとつは、皆さんご承知のとおり海岸線が90キロもあるまちなんだということです。書いているとおり、宗谷海峡、オホーツク海、日本海というところで海にかこまれているまちなんだということです。

◆それからもうひとつは、平均気温。これも産業を考えたり、いろいろ考えるときに非常に目立つ話なのですが、16年の数値では、8月の平均気温が20度弱、寒い寒いと言われながら1月については平均-3.9度ということで、極寒というよりは冷涼という言葉がぴったりくるまちなんだろうということです。

◆それともうひとつは、風が非常に強いところだということです。16年の数値で4.9m/s、少し高いところ、ここでいうと稚内公園に風車が建っていますが、あの辺にいくと平均風速で7m以上吹いているまちなんだということはこのまちの成り立ちに、今もそうなんですけれどもこれからも影響を与えるものなんだということをご承知いただきたい。

◆それから歴史ですが、江戸時代から始まっているいろいろな歴史をもっていますがけれども、ひとつは昭和24年に市制を施行しているということ、実は合併を経験しているまちでもあるということです。

◆人口でいうと、住民基本台帳の数字ではあるのですが、昭和39年に58,000人強という人口を経験しているまちなんですけれども、書いているようにちょうど39年あたりというのは、都会へ都会へと、国の政策がそうだったんでしょうけれども、この辺の一次産業がだめになっていってその分の労働力人口をどんどん中央にもっていきました。それから、ここは実は大きな炭鉱のあった都市でもあります。昭和30年代はまさしくそこから石炭を掘り出していましたが、40年にかけてバタバタと閉山していきました。夕張や空知などとは炭質が異な

りあまり目立たないのですが、そういう閉山を経験しています。その後、昭和51年から52年にかけて200海里を経験しているということと、官庁出先機関云々というのは、離れているがゆえに、かつては家族ぐるみで転勤してきていたのですが、どうしてもいろいろな要素があって今は単身赴任が圧倒的に多くなって、差し引き少なくなってきたということと、公務員も会社員もなのですが、老後の生活環境、例えば雪の問題もありますし、それから病院がたくさんあるないの話もありますし、そういう退職者の流出をいつも抱えているまちなんだということです。今は団塊の世代を北海道に流入させようという話が広がっていますが、逆の意味で非常に厳しいところに置かれているのがこのまちなのかと思っています。

◆産業については、みなさんご承知のとおりかと思いますが、そもそもの成り立ちは江戸時代からの話になりますけれども、漁業移民に始まったまちであるということです。北海道そのものがそうなのですが、ニシンが沿岸漁業で非常に獲れていた時代で、そのニシンがどんどん北上してきたということで稚内も大正から昭和の初期にかけてそれで非常に栄えたまちなんです。昭和28年が最後で29年からはバタッと獲れなくなりました。それで日本海の沿岸のまちと同じような経緯をたどっています。

◆今の稚内の水産業というのは実は戦後なんです。ほとんどの大資本が北洋海域で商売をしていたのですが、これが戦争で負けたことによってそこから締め出され、北洋漁業に一番近い稚内を漁業基地にするということで、漁法の変化もあり、みなさんがおそらく経験された200海里までの繁栄がありました。ですから額についても量についても200海里が宣言される前と今現在とでは比較にならないほど激減しております。ただその一方、オホーツク海沿岸に象徴されるホタテが逆の意味で飛躍的な数字の伸びを示しているというのがいまの状況です。

◆それから、最近はずいぶん認識されていますが、酪農。これは非常におおきなウェイトを占めており、総生産額で61億となっております。経緯については昭和35年頃畑作がピークだった頃には1,200戸くらいあった農家が、そこから酪農一辺倒に切り替わって、今現在は170戸、農地の面積というのは平均で80haを超える大規模農家が非常に多いという特色を持っています。

◆先ほど説明しました特色のうちの、まさに北だということ、あるいは気候的にしのぎやすいということで観光というのがある意味「だまっけてもお客さんが来てくれる」みたいなのがありまして、現在は書いてある状況ですけれども、それとあわせて昭和49年に国立公園に指定されており（稚内市を含め

て)、そういう意味でその玄関口だという地理的な特徴もあります。稚内を考えると、空港もあるし、重要港湾もあるし、JRの駅もあるしと、言ってみれば交通の要衝と我々は言うんですが、そういうまちというのはそんなにないんです。実はそれを持っているということは、管理はそれぞれ市であったり、国であったり、民間の管理だったりするのですが、それぞれに維持するためにそれだけ我々もお金を出していかなければならないという、良い面とたいへんな面を持ちあわせているということです。

◆それから、国境に接しているということであるとサハリンとの交流というのは、昭和47年にまだ国交がない時代に当時の市長、議長が船で行ってから始まっている話なんですけれども、一つは先ほど言いました底引き漁業の衰退と反比例して逆に水産物、ご承知のとおり活カニが大量にこの港に揚げられていまして、うちの水産商工観光課の統計では貿易額も含めると350億くらいこのまちに影響を与えているというほどの経済効果をもたらしている部分であります。それから、天然ガス（石油もちろん採れますが）の資源開発がされていまして、これに伴う資機材、人の流れというのが、今ピークなんでしょうけれども、非常に活発化しているということです。それから、それとは別に、なんとか日本の製品を向こうで買ってもらおうという取り組みもして、そういう意味で市内経済とのかかわりというのは非常に拡大しているという具合に思います。

◆産業的にはそのような話ですが、あと、今取り組んでいる特色ある話としては都市再生という話があります。いろいろな経緯があるのですが、書いてあるような国の施策が打ち出されて、その副題「稚内から石垣まで～」のとおり我がまちが固有名詞として国の施策に出てきたということで、小泉内閣の時なんですけど、都市観光というものを推進するためのモデル事業に採択され、まさしく今計画段階から計画決定等の手続きが進んでいまして、設計、着工の段階に向かうものと思われまます。

◆こういうような経緯だったり環境だったりベースにしてこの後の行財政の姿というのを見ていただきたいのですが、先ほども申し上げましたとおりいろいろな地理的な特性とかあるいは、地勢的に大きなまちから離れているということもありまして、こういうようなところが中心となって行政を動かしています。なかでも一番特徴的なのはサハリン事務所というのをサハリンに出しています。それから、それ以外の施設についても、とにかく何でもかんでもほとんどのものを市が運営していかないと成り立たないという特殊性もありまして、書いてあるとおりいろいろな施設を持っています。職員を配置しているもの、あるいは民間委託を進めているもの等があります。

◆平成11年度と17年度のそれぞれ4月1日の職員数についてですが、総数でいうと11年度で916人、17年度で849人ですから67人少なくしています。いま総人件費の抑制ということととにかく人を増やさないという取り組みを進めています。ただ、一部この間機構改革等を行っており、見た目では例えば教育委員会は数が増えています、それは市長部局にあったところが（象徴的なのはこども課というところですが）教育委員会の所管になったので、実際は全庁的にはかなりの規模で職員数を減らしているともみることができます。

◆財政について簡単に説明しますと、決算の普通会計（一般会計に一部特別会計を足したものなんです、これが普通自治体の予算規模、決算規模を比較するときに使われる概念なんです、）それでいいますと概ね232億円（16年度）です。これが多いのか少ないのかはなかなか理解しがたいところなんです、額の比較でいいますと、まず人口に関しては道内34市のうちで19番目です。わがまちよりも人口の多い町が出現していますので20番目なんですけれども、市だけの比較でいうと19番目ですから、予算決算のボリュームもだいたい19、20あたりにあるのがひとつの比較かな、という具合に思うのですが、決算額の規模というのは全道34市のなかで15位に位置しております。例えば他都市のなかでも大都市に近いまちは、うちよりも人口が多くても、札幌とか近隣のところで必要なものが満たされるということであれば、あえて持つ必要がないわけですから、そういう意味でのうちとの差が出てくるのかなということ、予算規模は比較的多い方に分類されるのだらうということ、です。

◆総額の話をするればそういうことなんです。それではその予算を支えている歳入、どこでどういうお金が入ってきているのかというものを大括りに言いますと、非常に厳しい状況で、一番良い時で11年度で51億円くらいの市税が入って来ていましたが、いまは40億円台の前半くらいまで落ち込んでいます。

◆交付税についてなんです、よく三位一体改革の話のときに出てきますが、これは、要は税金だけで賄うという話になれば、うちは50億くらいの予算で仕事をしなければいけないのですが、それはうちに限ったことではなく日本全国たくさんある自治体も同じような話をしているんですが、国の政策として財源を均衡させないといけない、財源を保障するという2つの機能で一定のルールをもって国が地方にお金を（税を）再分配しています。それが、実はうちみたいなところは非常に重要な歳入科目でありまして、平成11年で言えば100億は超えていたと思いますが今現在はもう75億台、来年はもっとまた落ちると予想しています。

◆事業をやるにあたり、基本的な考え方としては家計でいえば借金と簡単にいうのですが、例えば道路だとか港だとかその他公共施設というのは、今いる人が負担するのも当然だけれども、後年度にその利益を受ける人も一定の負担をするのも当然だろう、みんなで負担しましょうということでもって、そういう事業に対しては「借金をしてもいいよ」という制度があり、市債を発行することができるんですけども、一時期うちも非常に割合が高くて、これ以上借りたら、この次借りるときに制限しますよという団体に平成8年に入りまして、そこでいろいろな工夫をして、対応をしながら現在は12.6%のあたりで維持しておりますけれども、残高としては、一般会計で先ほど予算規模が230億ちょっとと言いましたが、借金の規模は307億です。他のところと比較しますと予算規模と同じようにだいたい15位のところに位置しております。

◆使用料・手数料についても、高度経済成長時期にいろいろなものを作ってきたのですが、ほとんどみんなリニューアルの時期を迎えているのですが、なかなかそれに追いついていないので、施設の老朽化、あるいは少子高齢化というのもおおきな原因でしょうけども、この部分では非常に厳しい状況が続いています。

◆もうひとつ大きいものとして、単純にいうと貯金です。いろいろな目的でその時々でお金を蓄えています。それで何か必要なときにはそれを取り崩しながら財政を運営しているのですが、それもいま言うような状況がずっと続いていますので、平成4年度末がピークで141億ありました。いま現在17年度末の見込みで42億くらいになるんだろう、それくらい、とくに平成10年を越えてから非常に厳しい状況に入っているということです。

◆一方、かかる経費はどうなっているかというと、義務的経費（我々の人件費、生活保護や医療費助成などの扶助費、借金の返済である公債費）についてですが、人件費については先ほど申したとおり人間を減らしていますから減少傾向にあります。扶助費については生活保護の人員も増えていますし、医療費助成はうちだけではなくどこも伸びていまして、そういう意味では歳出を圧迫しています。公債費は極端に伸びてはいませんが、利子の部分についてはこういう低金利時代ですから当初よりも抑え気味なんですけども、増加傾向です。

◆それから投資的経費、これは建設事業・公共事業費なんですけれども、これはご承知のとおり半減の状態まで落ちています。予定していたものが入ってこないのでもうどうしようもないところにしてしまっているところなんです。いつまでも小さくするというのでは、このまちがおかしくなってしまうので、そういう意味では非常に苦しいやりくりなんです。

◆それ以外の物件費については、どちらかという民間委託でもってスリム化して経費を圧縮しようという取り組みをしているのですが、なかなかそこでもって思うような数字が出ていないのかなと反省しています。そういう意味では物件費については増加傾向にあります。

◆それから、市役所の中には他にも会計があります。例えば病院、これは企業会計です。水道は黒字ですけれども、それ以外に特別会計というのを10近くもっていますけれども、病院会計は、結果から言うと非常に苦しい状況で毎年赤字が続いています。したがって一般会計からここにお金を出しています。下水道会計についても非常に厳しい状況にあります。

◆大きな観点からいえば、このような財政状況に置かれています。ただ、そうはいっても泣いてばかりではいられませんので、なんとか知恵を出しながら健全財政を維持しようといった結果を示す指標として、次のところに出ています、これがうちの財政の姿であります。

◆ひとつは財政力指数、これは計算式は別にあるのですが、要は市に入ってくる税金でもってどれだけ歳出をカバーしているかという数値です。これが0.387で、よく昔3割自治体と言われたことがありますけれども、あの根拠はここなんです。全道の平均が0.427ですから、これについてはちょっと厳しい状況にあると見ることができます。

◆次の経常収支比率は何をいっているかという、公共事業とかではなくて経常的にかかる経費に経常的に入ってくる歳入がどれだけ向けられるか、そこに余裕が出れば、公共事業などに向けられる訳ですから、財政的な余裕があるのだという値になるのですが、そういう意味では我がまちは平成16年度で90.0という数字で比較論でいうと11位なんです、ただ90を超えてしまうというのは非常に弾力的な運営ができないという数値なものですから、比較論では良い方ですが、けっしていい話ではありません。

◆それから公債費比率、これも後に尾を引く話ですからいろいろと努力してきた結果、相対的には16.9ということで10位のところにいます。何とか公債費比率を下げたための努力が功を奏しているのかなという数字が見えると思います。

◆起債制限比率については、同じような話です。すこしややこしいのですが市が借金をして返すときに国が交付税でその分のなんぼかをみますという起債と

そうではない起債があるんです。そういう起債というのは、起債をすることによって交付税の額を増やすものですからそういうものを除外して計算したらこういう数値ですよという話で、公債費比率と似たような傾向にあるのでその程度にとどめます。

◆地方債の話は先ほど三百数十億の話でしたが、今ある借金の一人当たりの残高はどうか？ということで、これはむしろ低い方が良いわけですね。数字はこうですけども22位ですから、人口規模で考えるとよく抑え気味かなと理解していただいて結構です。単純な話ではないんですが。

◆積立金は、先ほど言ったように141億から40何億に極端に落ちているのですが、実際に他都市と比較をすると実は4位なんです。いっぱい貯金して残っているほうなんです。そういう意味では何とかやりくりしながらやっているという数字なんだろうと思います。

◆それから千人あたりの一般職員数ですが、「減らしています」「減らしています」と言ってますけれども、じゃあ相対的にどうか？というと、20位ですからある意味平均値なんですね。これはまだ減らせないのかどうかについては、これから取り組んでいかなければならない話だろうという具合に思っております。

◆実際の給料なんですが、国を標準としたときにそれぞれの自治体というのは、国が100だとしたらどの水準にいるのかというのがラスパイレス指数といいます。これは我がまちは93.9で低いほうから数えて7番目で、人件費を一生懸命抑える努力をしているんですけど私が言うのも変ですが、そういう数字として見ることができるのかなと思います。

◆こういうような数値で行財政の姿をひとつの切り口としてご紹介させていただきましたが、当然ここでご議論いただくというのは、最後に書いていますように、そんな産業や経済に支えられながら、皆さんの市民生活が営まれているのだけれども、そこにはいろいろな課題がありますよね。その課題を解決していく主体が実は今まではどちらかというと、官主導でもって国も道も含め問題解決をするという一方的な流れだったんですけども、そうではないですよ。いよいよこういう状況のなかでもって、分権社会に向かっていると言われますけれども、そのなかで、地域に住んでいる人のコラボレーションだとか、地域に主権を移行していくという形に向かっているんですけども、我々もまちをどう運営していくかという意味ではそういう視点に立ってこれから進めていきたいという考え方でみなさんにご議論をいただきたいなという具合に思

っております。

(会 長) 何か質問等ございませんか。

(委 員) 後段のいろいろな指数をみますと、道内の中位から上というイメージで聞かせていただきましたが、最後にいろいろな課題ということが書かれておりますが、その中位から上位にあるなかで、助役さんの考えるいちばんの課題というのはどの辺でしょうか。

(助 役) 課題はいっぱいあるんですが、ここでは、その課題の解決の方法が間違いなく変わっていくということをお話したかったんです。いろいろな意味で、この前市長が新年度に向けたプロジェクトということで、うちの特徴でいえば、開業医を誘致したい、そのためにお金をだしてでもこのまちに開業してくださいということを制度としてつくろうという話をさせてもらったりしています。これは非常に悩ましい話なんですけど、市立病院は非常にたくさんの方が来て、一見非常にいいようなんですけれども、実は開業医と同じようなレベルの仕事を一生懸命やらざるを得ないものですから、収入が期待しているほどあがらないんです。忙しいわりに儲からないという悩みがあるのでそこはきちんと受け皿を整理しなければならないだろうということです。また、病院の経営だけの話ではなく、皆さんの生活を考える上でも当然開業医はもっとあったほうがいいと思っています。

そのほか、世の中まさに少子化だということで、国も今少子化について何をすれば有効な手立てかを一生懸命考えていますけれども、我々も同じような話でもって何とか、うちが今深刻なのは、人口の社会減はかつてからあったのですが、どうしても出て行って帰ってくる分が少ないというのはあったんですけども、かつては、自然増だったんです。生まれるほうが多かったです。それがいまや完全に逆転してしまい、死ぬほうが多いですから、まちの構造としてどんどん高齢化していく、うちだけの話ではありませんけども、なんとか住んでいる方々に子どもを産んでいただきたい、そのためにうち独自の取り組みを打ち出させていただきました。福祉から教育から産業からどの分野でも課題だらけだと思うのですが、基本的にはその課題の解決方法を何とかみんなの目線が同じところに向かうように、そこは整理していきたいというところです。

(会 長) 病院の問題というのは構造的な問題ですよね。本当に高度な医療機器をたくさんもっていて、手術にも十分耐えられるようなそういう病院なんですよ。非常にレベルの高い病院なんですけれども、開業医さんがあまりいないものですから、ちょっと風邪をひいたとか、ちょっとおなかが痛いとかで市立

病院に来られるということですね。ところが高度医療機器が入っていてたいへんお金がかかっていまして、いちいち風邪の人がそれを使うわけにはいかないわけですから、コスト的には全然合わないということになりますし、お医者さん、看護師さんというわけですが、実際やっているのは開業医さんがやっていることが多いわけです。手術して入院してというところで収益をあげなければいけないんですけれども、そっちの重い病気のひとは旭川や札幌に行っちゃうという問題を抱えていまして本当に大変なんです。稚内市以外でもそういう構造的な問題は抱えているところは非常に多いです。

(委員) 稚内が何で成り立っているまちかをひとことと言うとすれば、おそらくひと昔前は漁業だったと思うのですが、今はやはり漁業ということでしょうか、それとも観光とかなのでしょうか。

(助 役) 単純に就業者とか所得とかでいいますと、公務員が非常に多いまちなんです。ただ、公務員のまちというわけにはならないので、キャッチフレーズとしてでもどちらかというところ、水産業、酪農、観光が産業の柱ですという言い方を今でもさせていただいていますが、実態は公務員が占めるウェートが非常に大きいです。

(委員) 観光客が落としていくお金というのはどのくらいの規模でしょうか。

(助 役) 先ほど宿泊者数を載せていましたが、単純にいいますと、宿泊・食事・その他お土産等をもって、かつてそういう分析をしていたんですが、ひとりあたり2万や3万はいくだろうと思います。それにツアー費がどこに組み込まれるかもありますが、観光消費額の推計というのが13～4年に出されています。

(会 長) その頃のものでいいですから次回までに出していただければと思います。それから市役所以外の公務員の数を出していただければと思います。宗谷支庁にはどの位いますかね。

(事務局) 道職員476人で宗谷支庁の建物の中だけで275人です。

(会 長) 先ほどの話で市長部局で287人ですから、稚内にいる宗谷支庁の職員だけでもそれくらいいる訳ですね。これが、宗谷支庁なくしますといたら、家族まで含めたら相当大きなものになりますね。

(委員) 自衛隊が400人以上いますね

(会 長) そういう一覧表みたいなものはあったほうがいいのではと思います。

(委 員) 市立病院の繰り出しは、従来からみたら減っているのですか。逆に増えているのですか。

(助 役) 16年度の話でいくと、もともと公立病院ですから、交付税で来ているお金があります。それ以外に、病院とうちとの間に交付税ではみられていないが地域医療として必要だという話で出すものもあるんです。この両方を合わせると8億くらいになります。それでも今では2億くらいの赤字です。繰り出しという意味では10億です。もともとのところは動くものですから、実際の赤字というのはかつては2億できない時が随分ありましたけれども、全体の比較をしないとなかなか増えている、減っているという話はできないんです。出さなきゃならない繰り出しは最初から出してそれで何とか黒字に近いところという状況があったのですが、いまのところ、先ほど先生からもいろいろなお話がありましたけれども、うちで解決できない医師の問題などは、医局の問題をうちがかぶってしまわなければならない問題でして、脳神経外科がなくなるとか、麻酔の常駐ができなくなったとか、収入が圧倒的に減っていくわけで、かかる経費は医者一人か二人いなくなるだけです。そういう面ではこれからも厳しい話に向かっていくのだらうと思います。

(会 長) 2億くらいなら、がんばっているという感じでしょう。総務省の財政局長通知というのがあります。「必ずこういう部分については交付税で出していますからちゃんと病院に出してください」というのがあるんですよ。それで8億くらいですかね。あとプラス2億というのが、本当の意味での赤字補てんですね。2億くらいなら良い方だと思います。

(事務局) 宗谷支庁がなくなったらということで、うちで試算したものがあります。

- ◆道職員数全体476人が減員になったと仮定
 - ・消費活動への影響：年間9億1300万円程度の減
 - ・普通交付税への影響：年間2870万円程度の減
- など約10億2600万円の影響

(事務局) それから、16年度で宿泊客がのべ42万3800人でして、一人あたり2万円と計算しますと、84億7千万円のお金が落ちているということになります。

(助 役) 去年で水産業の水揚げが130億ちょっとです。酪農が先ほど言いまし

たように61億です。

(会 長) 酪農よりも多いということですね。

(委 員) 公共事業費はどのくらいでしょうか。

(事務局) 12年くらいからすると半減しておりまして、一時70億円台でしたからそれが40億を割るくらいになっています。

(助 役) 40億にしてもトータルが230数億ですから、それで割り返したくらいの比率です。

(事務局) 一般会計の分だけですので、このほかに病院や下水道など特別会計の分があります。

(2) 特徴的な施策と行政評価のしくみ ～ 政策経営室長 表 純一

◆稚内市も行政評価というのを平成17年度から実際始めたばかりですので右往左往しております。議会にも17年度初めて行政評価のしくみというのを説明させてもらいましたが、今のところなかなか理解を得られていません。

◆成果というのをきちんと数値目標で表そうという意味で、費用対効果をきちんと出してそれを政策決定に反映させていきたいと思いますというのが行政評価の基本的な目的だと思っております。

◆まず、我々が行っている事務事業というのはすべて予算がからむのですが、総合計画とすべて関連しているのだという位置付けをしております。

◆行政評価と総合計画との関連図で説明しますと、事務事業というのは、施策を具体的に実現するための手段であり、施策は基本施策を実現するための手段であり、最終的にすべてうまくいって、やっと大きな政策である例えば「市民に開かれたまちづくり」という具体的な目的が達成できるということです。つまり総合計画に基づいて事務事業を起こしているという考え方です。

◆ですから、首長が思いついたように事業をポッとやったり、力の強い議員が声をあげたり、ある職員が思いつきでやっているのではなく、あくまでも総合計画の施策体系に則ってどの事業がいかということを決めていって、その結果施策が具体的に実現できるということの評価することによって、この総合計

画を運営していこうということです。

◆政策まで評価すればいいのでしょうかけれども、まだ稚内市においては17年度から始めたばかりです。まず16年度にこれこれの事業を評価の対象にしましょうということでピックアップしました。そして17年度になって決算が終わった段階で初めて評価が始まったという状況です。

◆現在稚内市では、総合計画の基本的な政策として5本、そして政策を実現させるための施策として94本、そして686本の事務事業を持っております。

◆16年度にピックアップした事業というのは、その中の70事業でした。本当はすべていっぺんに出来ればいいのですが、まずはその70の事務事業の評価を実施しました。

◆それから、17年度には686のうち、一応200事業をピックアップしております。それを18年度に決算をみて事務事業評価をすることになります。

◆それで3年目に686事業すべてを評価しようということで、庁内的に大変だという話もあったのですが、なんとか全部の事務事業評価をやりましょうということで進めているところです。

◆結果として事務事業を評価してどうするの？ということがいちばん大事なところだと思っております。行政にも経営というものを強く求められておりまして、評価をその次につなげていくというマネジメントサイクルにのっけていこうということで、P-D-C-Aのマネジメントサイクルを示しております。

◆今は686の事務事業評価を行い、そのあとに施策評価、最後には政策評価をきちんとやっていこうということです。

◆総合計画と事務事業をきちんと見直してそこが目的と手段の関係だということを見据えたうえで事務事業評価をし、予算に返していこう、という新しい予算編成システムを17年度からやっとな稚内市でも実施している最中です。

◆一つは総合計画と予算をきちんと関連付けようということ、もう一つは重点化方針を決めようということで選択と集中を行い、本年度においては、選択という分野では一般財源ベースで10%削減を各部にお願いをしております。そして先ほど助役のお話にもありましたが、開業医の誘致だとか、少子化対策、市単独の教員の採用ですとかある意味集中した重点化方針を出そうという事を決

定しております。それから、市の中心市街地の都市再生ですとか、市長の公約大型事業などに優先順位をつけて実際やっていきます。

◆すでに実施した行政評価の中で「これはもう時代からみても必要ないよね。」というような事業もありましたが、1回の行政評価ではなかなかやめられません。縮小、継続という形につなげていったものも結構あります。

◆もう2年くらいするとサイクルが確立しますので、その際にはぜひ市民の皆さんにも行政評価の内容を公表しようということで考えております。

(会 長) これ自体が非常に新しい試みなので、試行錯誤しながらということになってくるのではと思います。行政評価について何かございますか。

(委 員) 今は市役所内部でやっていることですが、後々民間の方々も入ってもらおうという予定はないのですか。

(政策経営室長) 議会からもその話は言われております。役所内では、助役をトップとしまして、副部長のレベルのところまで評価の2次評価を行いました。我々も非常に試行錯誤しているものですから、ひとつの結論を導き出すためにものすごく時間がかかりましたので、やはり技術的に慣れないことには、市民の方に入ってもらってもかえって混乱するのではと思っているのが現状です。当然確立した段階で外部の意見を聞かなければと思っています。

(委 員) 18年度も評価のみで、アクション (Action) には入らないということですか。

(政策経営室長) 一部今回でも縮小に移った分野もあつたりと、基本的にはアクションに入っているわけなんですけど、70しかやっていませんから、70だけをやり玉にあげるわけにもいきません。他の事業はどうしたんだということになります。全体をやったなかで廃止なら廃止の順番 (優先順位) を付けていければいいのですが。

(会 長) 70というのは、どうやって決めたのですか。

(政策経営室長) 単純に各課2つということなんです。ほとんどモデルのようなとらえ方で職員も勉強しようという形です。実際やってみると、あたりまえの話ですが結構大変なんです。

(委員) 官庁のかたは、なかなか捨てたり、優先順位をつけたりというのはできないと思いますので、これはやらなければダメだと思います。

(政策経営室長) 廃止をしようとなっても、担当の部長は評価には入っていないんです。そこには当然必要だと思っている人もいますので、やはり大変です。

(委員) 先ほどと反対の話になってしまいますが、庁内でもそんな話なのに、市民を入れてしまうともっと守るような話になってしまい、進まないのかなと思います。

(会長) これは成熟するまでまだ時間がかかりますね。市民が入って外部評価どうするかということもそのとき出てくるのではないのでしょうか。

(委員) 先ほどの(助役の)お話に市民共通の目線という話がありましたが、こういう厳しい状況のなかでいま説明のあったようなマネジメントサイクルを、市民の中に位置づけるということを目指しているということでしょうか。

(助役) おっしゃるとおりだと思います。

(会長) 行政評価というのを説明いただいたのは、いろいろな自治基本条例等で結構入れているところが多いんです。具体的な検討を我々もいずれしなければいけませんけれども、ニセコ町や奈井江町も行政評価を入れているんですが、どういう形で入れているのか、実際どういうふうに行政評価をやっているのかとか調べながらやっていかなければと思います。例えば今回の資料のなかでも、苫小牧市、遠軽町、奈井江町、ニセコ町、札幌市の神原先生の私案、神奈川県大和市、大阪府岸和田市に入っています。

ただこういった自治体が実際に行政評価をどういうふうにやっているのかというのはよくわからないんです。

(政策経営室長) 「公開をする。説明をしなさい。」ということで載せていることが多いのではないのでしょうか。我々も早いうちに公開する方向で考えています。

(会長) 苫小牧市のもの(資料の4の3)はわかりやすいですね。条文比較表ということでわかりやすくいろいろ載っています。

(会 長) 行政評価と言ったり、政策評価と言ったりしているのですが、稚内の場合は、政策評価、施策評価、事務事業評価を分けていますが、行政評価＝政策評価として使っている場合も結構多いです。

(政策経営室長) うちの場合は政策評価、施策評価、事務事業評価を3つあわせて行政評価と呼んでいます。定義はないと思います。

(会 長) いろいろなところの自治基本条例で行政評価というのをどういう概念で言っているのかわからない部分がありますよね。

(会 長) 次に、稚内市にはどういう条例があるのか、これから自治基本条例をつくるにあたって、密接に関係してくる条例はとくにどういうものがあるのか説明していただきます。

(3) 稚内市の条例について ～ 政策経営室主幹 中川 幹男

- ◆憲法上で保障されている立法権により、地方公共団体は条例を定めることができることとされており、これを自治立法権と呼んでいます。
- ◆この憲法の規定に基づき地方自治法において条例の制定権と規則の制定権が規定されています。
- ◆稚内市では、14の項目に大別され、公営企業等の分も含め215件の条例が制定されています。資料のなかで215の条例が一覧表になっております。法令に基づく条例や、公の施設に関する条例が主となっております。
- ◆この中で代表的なもの、特徴的なものは次のとおり

◎行政政策の根幹となるもの（自治基本条例で目指す自治を実現するための制度の手法を示す条例として該当すると思われるもの。密接な関係をもつスタッフ的なもの）

- ・稚内市情報公開条例
- ・稚内市個人情報保護条例
- ・稚内市行政手続条例
- ・稚内市環境基本条例

◎行政組織に関する条例の中で特徴のあるもの

- ・稚内市収入役を置かない条例（16年度の自治法改正に伴い、行政改革の一環として）

◎政策的に設けられた条例

- ・稚内市民証条例
- ・稚内市難病患者等居宅生活支援事業条例

- ・ 稚内市高齢者サービス事業条例
- ・ 稚内市障害者等サービス事業条例
- ・ 稚内市中小企業振興条例
- ・ 稚内市融雪設備設置助成条例

◆中身については稚内市のホームページからご覧いただけますので、興味のある方はそちらでお願いします。

(会 長) 他市とくらべて数は多いのでしょうか。

(事務局) 施設が多く設置条例など多いですから、どうしても多くなるのではないのでしょうか。

(委 員) まちづくり委員会はどの条例に載ってくるのですか。

(政策経営室長) 条例で制定されているわけではないんです。非常に痛いところなんです。早いうちに条例化しようとしているんですが、だからこそ自治基本条例の中で、「まちづくり委員会」というものを助役が先ほど話しましたような新たな手法のものとして、ぜひ皆さんに論議していただきたいと思っていました。

(会 長) 自治基本条例もいろいろなものがありまして、福島県の矢祭町のように「合併しない」というのを盛り込んでいるところもあるんです。いろいろなケースがありますね。

3. 審 議 (進行：会長)

(1) 苫小牧市事例調査について

(会 長) 苫小牧市的事例調査と言うことで12月に実施したんですが、ご都合もあり審議委員の方全員と言うわけにはいかなかったのですが、それを事務局のほうからまとめて報告していただいて、とくに行かれなかった方はどんどん質問をしていただければと思います。

(事務局) 昨年の12月8日、審議委員7名と事務局4名で事例調査に行っていました。苫小牧市の対応としては、職員の方2名、市長の諮問的機関として設置されました「まちづくり基本条例等検討懇話会」の公募委員の方1名、学識経験

者委員の方1名の計4名の方に対応していただきました。苫小牧市では、今年の3月の議会にかけ、4月から施行を予定しております。

<調査の概要>

◆条例策定の要因

・地方分権の進展の中で分権型地域社会づくりを目指して、市民参加型の市政運営を基本とするための基本的事項を定めることを目的として着手した

◆着手するまでの過程

・平成12年に苫小牧市の庁内において分権施策の検討組織を立ち上げ、市長に結果を報告

・平成15年度に市長が市政執行方針のなかで条例制定の着手を表明し、諮問機関としてまちづくり基本条例等検討懇話会を設置

・平成16年度に市長が変わったが、新市長においても引き続き条例制定の取り組みを表明

◆策定に関わる組織

・市民サイドは、「懇話会」のみ

・行政サイドは、懇話会をサポートする幹事に5名の職員を配置

・議会サイドには特別な組織なし

◆懇話会の構成と活動

・市民公募委員6名、学識経験者4名の計10名で構成

・懇話会に部会を2つ設置

・懇話会自らが会、ワークショップ、フォーラム等を企画・運営

・平成15年、16年で32回の懇話会を開催、他にフォーラム、ワークショップ、市民説明会、最終提言に対するパブリックコメントまで自らが開催

・平成17年6月29日に「苫小牧市まちづくり基本条例等のあり方に関する提言」を市長に答申

◆提言案の内容

・条例案の形で提言

・市民の自治、情報共有、市民参加、協働のまちづくりを基本原則とする

・議会・市民の情報共有、議会に対する市民参加、政策法務の体制整備、危機管理等についても提言している

◆条例策定までのスケジュール（提言を受けて）

・提言を受け、行政素案を作成するため庁内組織を設置

・平成17年11月に素案を市民に公表しパブリックコメントを実施

・その後、議会との意見交換、市民説明会を実施

・平成18年3月議会に提案し、4月施行を予定している

◆行政素案の内容

・全国で既に制定されている条例と大きな差はないと思われるが、特徴として

「市民自治委員会の設置」ということが規定されている

・「市民自治委員会」は、条例が適正に運用されているかを監視する組織として設置される

◆行政素案に対する懇話会の意見

・市民自治の基本理念と基本原則が示されていること、市民の権利・責務を明確化すること、市民自治の主体としての市民と議会・市との市民参加・協働による「まちづくり」のための仕組みを明確化することなど

◆パブリックコメントでの市民の意見

省略

◆議会との意見交換のなかでの意見

- ・全体で簡素化できないのか
- ・行政素案の目玉は何か
- ・市民にわかりやすい条文にしてほしい

など

(事務局) なお、審議委員の方と苫小牧市の職員・委員の方との質疑応答については、資料の中に載せておりますとおり活発な質疑が行われました。たいへん有意義な調査活動であったと思っております。

(会長) 6月に検討懇話会が提言して、そして市役所の企画調整部のほうで策定委員会作成という行政素案をつくりました。ここの調整がまだ残ってしまって、検討懇話会の文章をそのまま採用するのではなくて、行政のほうで素案を出すということがひとつあります。これは、条例特有の言い回しみたいなものがあるとか、もう少し踏み込んでこういったものを書きたいというのが行政のほうにあたりするのかもしれない。もうひとつは、基本条例の検討懇話会のメンバーがすべて公募というやりかたをしております(学識経験者は別ですが)。もうひとつ特徴は、検討懇話会の審議がびっくりするくらいすごい回数なんです。1年半くらいの中に32回やっているんです。そういったところが特徴になるのかなと思います。有意義な調査だったと思います。何か質問等ございますか。

(委員) 市民主導で進められたということですが、より多くの市民の方々に関わってもらいたいということでどんな働きかけや苦勞をされたのでしょうか。

(会長) それはやはりワークショップやフォーラムをやったりということ

しょうか。ワークショップには高校生にも参加をしてもらったようです。住民投票などの問題で高校生も関わってくるものですから。

資料の質疑応答の部分はおもしろくまとめられていますので、ヒントとなるようなことがいっぱいあるのではないのでしょうか。参考にしてください。

(事務局) 堅いテーマになりがちなのですが、より多くの方に集まってもらうため、生活に密着したテーマにすることに気を使ったそうです。

(2) ワークショップ会議について

(事務局) 第1回ワークショップ（案）ということでご説明いたします。

<第1回ワークショップ（案）>

- ◆明日（1月19日）、午後7時から午後9時まで市役所の5階で開催
- ◆開会宣言のあと、稚内市長挨拶を10分
- ◆みなさん初めてということで、自治基本条例について横山先生より講演をいただく（30分）
- ◆第一回のテーマを「稚内らしさ」ということで考えている。その進行役を横山先生にお願いしている
- ◆ワークショップの内容は稚内らしさというテーマに沿って稚内の良いところ、悪いところをブレインストーミングという手法を使って出していってもらう予定
- ◆参加者は、25～26名程度になると思われるので、グループに分け、そのグループごとに発表していただき、最後にまとめていきたい
- ◆いちばん最後に次回のテーマの確認をする

(事務局) 審議委員の方で参加できる方はぜひ参加して一緒に考えていただければと思いますのでよろしく申し上げます。

(会 長) ご都合の付く審議委員の方は、できれば参加していただければということですが、出席は25名くらいになりそうかどうかということですか。

(事務局) 名簿では今のところ、一般市民の参加者が23名、市の職員の参加者が9名ということなので31名です。

(会 長) テーブルはいくつつくりですか。3つは必要でしょうか。1テーブル10名くらいですか。

総合進行というのはあまりたいしたことやらないんです。各テーブルの中の進

行役が大変重要な役割を果たすということになると思います。1回目ですからあまりコンパクトにまとめないで、いいところ悪いところを率直に出してもらおうというやり方にしたいと思います。

(事務局) いいところ、悪いところから、最終的にはまちづくりをどういうふうにしていったら良いのだろうかという方向につなげていきたいと思います。

(会 長) まちづくりの方向性が少し出てくればいちばんいいですね。おそらく2回目で、まちづくりに必要なものというようなテーマになるのではないでしょうか。

(3) フォーラム開催について

(事務局) フォーラムの開催要領(案)ということで資料をつけさせていただいております。

<フォーラム開催要領(案)>

- ◆自治基本条例をつくるワークショップ会議の主催ということでやりたい
- ◆自治基本条例とはどういうものなのか、市民生活と自治基本条例の関わりや市民が条例づくりに参加する意義を参加者全体で討論する形式をとってきたい。
- ◆対象は稚内市民(議員、高校生を含む)
- ◆高校生については、住民投票の年齢など参加する機会をどのように考えていくかに関わってくる
- ◆人数は概ね200名を予定
- ◆日時については未定(3月21日or19日)
- ◆場所は文化センター小ホール
- ◆内容について(案)は、市長挨拶、基調講演(横山先生の講演)、パネルディスカッション(コーディネーターに横山先生、パネラーに審議委員1名、まちづくり委員1名、社会教育委員1名、及び稚内市長)、質疑応答を予定している。

(会 長) 午前と午後どちらが良いでしょうか。私の住んでいる南幌町では、総合計画をやったりするときは午前中にやっていました。稚内の場合はどうなのでしょう。

(事務局) 午後が比較的多いようです。

(会 長) パネラーに市長も出られるので、市長の日程調整を含めまして最終

確定させていただきたいと思いますので、あとは事務局のほうにおまかせしてよろしいですか。⇒了承

(会 長) パネラーですが、市長さんに入ってくださいまして、審議会メンバーから1名は必ず出したいと思っております。パネラーの構成はこういう形でよろしいでしょうか。

(委 員) ワークショップの日程はどうなっているのですか。

(会 長) 2回目のワークショップは2月17日、3回目は3月上旬を予定しております。

(委 員) 苫小牧でも議論がありましたが、議員さんを入れるのか入れないのか、入れるとすればいつからにすべきかということが問題になってくると思います。パネラーに入ってくださいというのはどうでしょうか。

(会 長) フォーラムは2回、3回やる予定です。今回1回目は私が基調講演をすることになっていますが、というのも、専門家の先生にお願いすると、あまりにもきれいな法律のお話になってしまって、市民生活がどうだとかいう話が抜けてしまうのではというのがありまして私がやるということになりました。それから、1回目なので市長さんの思いをしゃべってもらったほうがいいのではというのもありましたのでこういう形になりました。もしかしたら、いずれ議員さんにもお願いしたいと思います。

(事務局) 新年度に入りましてから、フォーラム1回と、最後にシンポジウム1回を予定しております。フォーラムは6月くらいに自治基本条例に載せる事項のようなもの(骨子)が出来上がったときに考えております。議員さんがパネラーとして入るとすれば、そのときの方がいいのかなと考えております。最終的なシンポジウムは10月頃(条例の原案が出来たくらい)を考えております。

(会 長) 審議委員のパネラー1名ですが、それぞれ希望をとったうえで相談という形でよろしいですか。場合によっては2名ということでもいいと思います。

(事務局) 後日事務局のほうで希望を取らせていただきます。

(4) 条例の比較について(資料の説明)

(事務局) 苫小牧に視察に行った際に、苫小牧の委員さんから「条文の比較をした資料(苫小牧市が作成したもの)が非常によかった」というお話がありましたので、さっそく取り寄せたものが「主要項目条文比較表」です。この資料については、ある程度条例に載せる項目が決まった段階で条文を比較したものであるため、現段階ではまだ早いのかなと思います。今回はその代わりとでもいいですか、「基本条例の項目比較」という資料をつけました。条例の項目としてこういうものが載っていますというのを比較したものです。あとで内容を見ていただければと思います。

(会長) 苫小牧市では検討懇話会のほうでも、市の策定委員会のほうでも必ず、項目に対して解説文をつけているんです。こういうやり方は良いのではないかと思います。

(事務局) このほか、苫小牧に行ったときに石狩市の市民参加条例も参考にしましたというお話がありましたので、参考のため資料をつけました。

4. その他

(1) 審議会委員名簿について

(事務局) 意見交換等に利用していただければと思います。

(2) 次回開催日について

(会長) 次回は、3月20日(月)午後6時30分からということになります。ワークショップについては、1月19日の次は2月17日、その次は3月上旬を予定しております。

(事務局) 次回の審議項目につきましては、事務局のほうから各委員の方にあとでお問い合わせいたします。

(会長) 3月20日までの間にワークショップが3回ありますし、そういった中で問題も浮き彫りにされてくるのではないのでしょうか。

5. 閉 会